

## は し が き

昨年、国際社会保障協会（I S S A）の総会が、スイスのジュネーブの本部で開催された。社会保険庁は同協会の正式メンバーでもあり、また、たまたま1昨年に東京で開催された同協会のアジア・オセアニア地区総会の報告も求められていたので、社会保険庁を代表して私が出席せざるをえないこととなった。そこで、当時の林義郎厚生大臣に海外出張のお許しを求めたところ、早速にご快諾をいただくことができた。周知のとおり、林大臣はかねてより海外事情にたいへん通じておられ、また、その頃は厚生省では健康保険法の大改正を目前に控えていたこともあり、林大臣は、ヨーロッパではいずれの国々も医療費増大に悩み対策に苦慮しているはずであり、今後の参考になるところ大であるから、ヨーロッパに出掛けるならば併せて主要国を回り、そのあたりの事情を調査してくるよう命ぜられた。しかも、その調査も、各国において社会保障政策の立案、政策等に直接たずさわっている省庁の次官や局長クラスの責任者の話を聞いてくるようにとのご指示であった。

私は公務の都合もあり、今回はジュネーブのI S S A総会に出席するだけでトンボ帰りを予定しスケジュールを組んでいたが、大臣からそうしたご下命があったので、出発1週間前に、急遽予定を変更し、予定になかったフランス、イギリス及び西ドイツも訪れることとした。大臣のご指示のように各国の政府高官に会って話を聞くとなると、短期間のうちには事前のアポイントメントもなかなかとれず、このため厚生省から各国大使館に出向しているアタッシェの諸君等にたいへんご苦勞をかけてしまった。また、私一人ではこうした調査は困難と思われたので、これまた急遽、医療保険部船員保険課長の佐藤隆三君を同行することとした。

このようにして、たいへん忙しいスケジュールであったが、各国の大使館等の絶大なご協力もあって、どうにか予定どおり調査を行うことができ、また、I S S A総会での報告等も無事に済ませ帰国した。帰国してみると、すでに健康保険法の改正問題については各方面で多くの議論が行われており、それらの議論の中で今回調査したヨーロッパ主要国の医療費対策の事情はたいへん参考になり、林大臣が私にご下命された趣旨がいかに適切なものであったかを改めて痛感させられた次第である。

この報告は、お読みいただければわかるとおり、フランス、イギリス、西ドイツ及びOECDのそれぞれの局長クラスを中心に医療費の問題に関する部局の直接の政策責任者と私とが意見交換した内容をまとめたもので、従来、社会保障の分野でいろいろと紹介されている各国事情レポートに比べ、若干おこがましいかもしれないが、私としては面白い調査ができたものと自負している。したがって、報告書も対話形式そのまま、それぞれの意見交換の中味を、私や佐藤君の記録とメモをベースにし、各国のアタッシェ諸君の意見等を聞いて編集し、できるだけ忠実に再現

はしがき

するように努めた。

振返ってみると、それぞれの意見交換はたいへん親密な雰囲気の中で行われたこともあって、公的な立場を離れた私的な意見にわたる部分があったり、あるいは私の認識が不十分なため誤解や見過ごされてしまった部分もあるのではないかと不安もあるが、今後のわが国の医療費対策を考えるうえでいささかでも参考になれば幸甚の至りと思っているので、各位のご理解をいただきたい。さらに、これを機会として、医療費の問題をはじめ社会保障の各分野で諸外国とのハイ・レベルでの意見交換がある程度定期的にも重ねられ、お互いに新たな政策手段を求めて協力し合えるようになることを願っている。

なお、昨年来、各国の事情には種々変化があり（例えば、フランスの医療費財源としてのタバコ課税はE C租税との関係から廃止の予定）、また、わが国でも、国会に提案された健康保険法の改正内容には当時議論されていたものと相異した点も少なくない（例えば、ビタミン剤等の給付除外、給食材料費の患者負担等は改正法案の提案段階で削除）が、これらの事情変更については報告書の中で特段の配慮をしていないことをお断りしておきたい。

最後に、こうした調査の機会を与えていただいた林前大臣に厚くお礼申し上げるとともに、また、この報告書を本誌の特別号として刊行していただいた社会保障研究所のご好意にも謝意を表しておきたい。

昭和59年7月

社会保険庁長官 金 田 一 郎